

鎌倉時代の荘園紛争と六波羅探題の問注記

—紀伊国名手荘・丹生屋村間の紛争を事例に—

工藤 祐一

はじめに

承久の乱後に成立した六波羅探題の職掌は、「洛中警固」「西国成敗」(『沙汰未練書』)であるとされる¹⁾。しかし、『沙汰未練書』に見えるこれらの表現は、あくまで鎌倉後期の認識であり、必ずしも成立当初から想定された職掌ではないことに注意する必要がある。したがって、いかなる史的展開を経て六波羅の職掌が「洛中警固」「西国成敗」に収斂されたのか、ということが研究史上の焦点の一つとなっている²⁾。

筆者は以前、幕府訴訟において西国の訴訟案件に関する問注・対決手続が六波羅に分節され、それが六波羅の主要な法務となる過程を論じた³⁾。しかし、その手続の具体相については紙幅の関係もあり、深く追究できなかった。また、六波羅での問注・対決手続の結果を記した問注記は、実在するが実例には乏しく、前稿ではば触れることができなかった。

この六波羅の問注記について、かつて熊谷隆之氏が、建治三年(一二七七)における六波羅の諸制度改革を画期として、訴訟審理の方式が、口頭の対決や召決を基軸とする「問注記」型から、訴陳状などの書面の応酬を基軸とし、引付で問答した後に評定での審理結果を記した評定事書に基づいて裁許を下す「評定事書」型へと転換する、と指摘している⁴⁾。熊谷氏の指摘を踏まえれば、本稿で主題となるのは、いわゆる「問注記」型の訴訟審理の方式の時期に、六波羅の問注記がどのような機能を有していたのか、という点になる。ところで、初期六波羅の問注記については、関東から六波羅に対し、たびたび改善の要求がなされている⁵⁾。この点に関して、森幸夫氏が、六波羅奉行人の質自体に問題があり、ひいては六波羅の訴訟審理それ自体が未熟であった、と述べている⁶⁾。「未熟」という評価が適当か不確かはひとまず措くとして、奉行人の能力不足はおそらく事実であったと考えられる。一方で、本稿の題材でもある高野山領紀伊国名手荘と聖護院領紀伊国粉河荘丹生屋村との間の荘園紛

争では、六波羅で作成された問注記が、朝廷訴訟での審理の局面において重要な位置を占めた、という事実が存在するのである。本稿では、この事実を手掛かりに、六波羅の問注記の機能を解明する。

また、本紛争は、一方当事者である高野山側に関連史料が残存しており、六波羅における問注・対決手続の具体相を復原する上で適当な紛争事例でもある。加えて、後に見るように問注記の作成手続をとまなう紛争であり、その手続を示す貴重な史料（後掲【史料十】も残っている。したがって、まずは朝廷訴訟において、六波羅の問注記がどのように機能したのか検討し、その後、なぜ六波羅の問注記が有効に機能するようになったのか、紛争解決の実践から考察を試みたい。

一 朝廷訴訟と六波羅問注記

(一) 境界紛争と「聖断」

寛元五年（一二二七）正月、後嵯峨院の御所において定例の院評定が開催された。院評定制の成立とその整備は、前年の後嵯峨の讓位後から行われており、この寛元五年という時期は、院評定制の始動直後にあたる重要な時期である。

さて、この評定での主な議題は四つあり、その一つが、名手荘と丹生屋村との荘園紛争に関するものであった。次に掲げる史料は、本紛争が六波羅での問注・対決手続を経て関東へ回送され、ついで朝廷で審理・裁許が行われる過程の一面を記述したものである。

【史料一】『葉黄記』（史料纂集）寛元五年正月二十六日条（傍線部は筆者。割書はへ）で表現した。以下同じ）

廿六日、庚辰、雨降、未剋参（後嵯峨院）院（今日評定式日也、早被始藤原定朝）也、予即参御前、々々大相国・前内府・内府・堀川大納言、

〔已上候長押上〕、吉田中納言、〔候弘庇〕、本自候座、予参以前事、納言読文書、或又予読上之、定詞予書之、惣四个条也、

一 高野山領名手庄与粉河寺領丹生屋村相論埒事、

① 於武家遂対決、以問注記送関東、而於埒事者、可為公家御成敗、相論之間、狼藉出来了、於此事者、就被仰下、可致沙汰之由、時頼申上之、仍有評定、② 可被下勘記録所之由、

人々被定申之、予不甘心、如件問注記者、高野所進証文之中、嘉承宣旨案、背正文書入西岸両宇、已招詐偽之科歟、或又応保元年之証文、改元以前載新年号、同以偽書歟、（以下略）

二つの荘園の紛争について六波羅から関東に「問注記」が送られ、幕府から朝廷での裁定が必要だという申し入れがあったという（傍線部①）。執権北条時頼の申し入れに添えられていた六波羅の問注記を見た院評定衆の藤原（葉室）定嗣が、記録所における審査を行うまでもなく、この問注記には直ちに決裁を行うことが可能な要点が示されている、と記している（傍線部②）。したがって、この時期の六波羅の問注記は、院評定衆の決裁の前提として堪えうる必要な水準を満たしていた、と評価を下せる。それは、関東における訴訟裁定の前提として六波羅の問注記が必要な水準を満たすように整備する、という努力が行われてきたことの反映とも考えることができるのである。

ここで浮上する論点は、なぜ時頼は朝廷での裁定を申し入れたのか、そして六波羅の問注記が有効に機能するようになったのか、と

いう二点になろう。以下、それぞれ節を分けて考察する。

まず、時頼から朝廷に対して行われた申し入れについて考察しよう。具体的な検討に移る前に、紛争当事者である名手荘・丹生屋村について、基礎的な事実から確認しておきたい。なお、両者はともに紀ノ川北岸に隣接している。

名手荘について。もともと藤原頼貞の私領であり、康平七年（一〇六四）に荘経営の失敗を理由として石清水八幡宮へ寄進された。

しかし、延久四年（一〇七二）の荘園整理令に基づく記録所の審査によって、当荘は新立荘園と認定されて停廢処分を受けたことが判明している⁽⁸⁾。公領となった後、嘉承二年（一一〇七）に金剛峯寺の「大塔仏聖燈油料」として改めて立荘され、当荘の「田島地利」をそれに充当した。また承久の乱後、六波羅から、守護所による兵糧米の収奪を禁止する御教書を獲得している。中世を通じて、高野山の膝下荘園として存続したが、鎌倉期までは、金剛峯寺座主を兼帯する東寺長者領としての性格が強い⁽¹¹⁾とされる。

次に粉河荘丹生屋村について。正暦二年（九九一）ないし正暦五年（九九五）に成立し、鎌垣東西村四至内の雑役免除が認められた。ただし、成立段階では一円所領とはなっておらず、平安後期に領域型荘園に発展したようである。承久の乱以降、当村には西遷御家人である品川氏が地頭に補任されている。また近年、高木徳郎氏によって、粉河寺が聖護院の実質的な末寺であること、また、粉河寺の膝下荘園である粉河荘は、実質的には聖護院領の荘園であることが指摘されている。そして、粉河寺はその領家ないし預所の立場であること、荘園の実態は粉河寺院家の私領が集合したものであること

なども合わせて論証されている。以上を踏まえ、高木氏は、これまでの「粉河寺領丹生屋村」という呼称ではなく、「聖護院領粉河荘丹生屋村」という呼称が適当なのではないか、と提起しており、本稿でもこの指摘にしたがう。

以上、名手荘と丹生屋村の基礎的な事実を確認した。すでに、両者は紀ノ川北岸で隣接していることを述べたが、両者の境界は紀ノ川に流入する水無川であった。再生産や生業に関わる水資源と、その水源である椎尾山の山林資源の帰属をめぐって、両者は中世後期まで紛争を展開することになる。史料上、その紛争が觀察されるようになるのは、仁治年間からである。なお、紛争の経過については次章で検討する。

また、【史料一】の記主である藤原（葉室）定嗣は、当時従三位・参議であり、後嵯峨院の院司でもあった。またすでに述べたように、院評定衆としても活動している⁽¹⁴⁾。したがって、【史料一】で定嗣は、院評定衆の一人として参院し、院御所での会議に参加していたのである。

さて、紛争当事者及び定嗣の立場を確認したところで、改めて【史料一】傍線部①に見える時頼の発言内容を検討しよう。

その内容は、「武家」（＝六波羅）で対決が行われ、その結果を問注記として記録した上で関東へ送られたこと、しかし、境界紛争については朝廷で裁定してほしいこと、また、紛争中の非法行為については幕府が朝廷からの命令に従って裁定すること、以上の三点である。

この時頼の発言のうち、境界紛争の裁定は朝廷で行ってほしいと

する申し入れは、幕府の訴訟手続の基調を示すものとして注目される。すなわち、幕府が境界紛争への介入を忌避し続けたことについて、改めて朝廷に対して表明した、と見ることができるとも。

【史料一】鎌倉幕府追加法第四十二(一)条

(貞永元年)

一 畿内近国并西国堺相論事(去閏九月一日評)

右、共以爲公領者、尤可爲国司之成敗、於庄園者、爲領家之沙汰、經 奏聞、可令蒙聖斷、而地頭等任自由相論之条、慥可被停止、

これは、畿内近国・西国の「堺相論」(＝境界紛争)について、両当事者が公領であった場合は国司が「成敗」し、庄園であった場合は領家が朝廷へ奏聞して「聖断」を仰ぐように、という趣旨の立法である。また、【史料一】の関連史料として、『吾妻鏡』貞永元年九月一日条があるが、そこには「以「此趣、被_レ仰_二六波羅_一云々」とあり、六波羅に伝達されたことが判明する。

つまり、【史料一】の主眼は、関東から六波羅に対し、境界紛争についての公式見解を傳達することにあった。とりわけ、庄園の境界紛争については朝廷による「聖断」を期待し、幕府は境界紛争の裁定は行わないという訴訟手続上の基調を表現したものである。一方、その反対解釈として、幕府に対して、特に承久の乱後、境界紛争の裁定が要求・要請されている事態を想定することができる。

【史料二】は、幕府自身の「予防線」として機能したのではあるまいか。

しかし現実の訴訟では、境界紛争だけを訴えるのではなく、【史料一】傍線部①に見えるように「狼藉」も付随して訴えられるのが

一般的であった。むしろ、幕府に訴えるために複合化させる訴訟戦術をとっていた、という見方も可能である。ここから、朝廷ではなく幕府に紛争解決を期待する社会的な需要が存在していたと考えられる。一方幕府は、この後も境界紛争に関する幕府法を発令し、その幕府関係者の懲戒処分を求める社会的な需要に因應するとともに、紛争に関与する領域を調整していく。

(2) 六波羅問注記の機能

やや主題から離れてしまったので、【史料一】の検討に戻ろう。ここで問題としたいのは、傍線部②である。

【史料一】『葉黄記』寛永五年正月二十六日条(再掲・部分)

一 高野山領名手庄与粉河寺領丹生屋村相論堺事、

(前略) 仍有評定、^②可被下勘記録所之由、人々被定申之、予不甘心、如件問注記者、高野所進証文之中、嘉承宣旨案、

背正文書入西岸両字、已招詐偽之科歟、或又応保元年之証文、改元以前載新年号、同以偽書歟、(以下略)

院評定の参加者が記録所での審理を求めらなかつた、記主の藤原定嗣は、高野山側の偽装工作について言及している。すなわち、六波羅の問注記によれば、高野山側が提出した証文のうち、「嘉承宣旨案」については正文と異なって「西岸」の二文字が書き入れられており、「詐偽之科」の可能性があること、⁽¹⁶⁾「応保元年之証文」についても、改元以前であるにも関わらず新年号が記載されており、したがってこの証文は「偽書」の可能性があること、以上の二点を定嗣は指摘している。

実は、六波羅の問注・対決手続において、粉河寺側と高野山側とで合意が形成されず、問注記の「取詮句」が行われなかった。⁽¹⁷⁾この「取詮句」の辞書的な意味とその実態については、後掲【史料十】を検討する際に示し、ここでは、紛争当事者の間で合意形成ができなかった点に着目したい。【史料一】に見える定嗣による指摘を考慮したとき、承伏しなかったのは、提出文書の改竄を行った高野山側である蓋然性が高い。つまり、高野山側は、自らに不都合な問注記が作成されたことで、裁定する側の心証悪化を懸念し、その結果「取詮句」に反対したのではあるまいか。そして、定嗣がその場で高野山側の文書改竄を指摘できるほど、六波羅の問注記の完成度が高かったのである。ここには、六波羅奉行人の未熟性や能力不足といった姿は見られない。

その後、本紛争は記録所での審理に移り、宝治二年(一二四八)九月六日に記録所勘状が提出された。⁽¹⁸⁾朝廷での裁定は建長二年(一二五〇)十二月二日付で出され、概ね粉河寺側に有利な裁定が行われた。⁽¹⁹⁾その内容は、争点の一つである水無川の領有権については、名手荘と丹生屋村とで中分すること、椎尾山の帰属については官使の派遣後に決定することであった。その後の紛争は、用水の中分を承認するか否か、という点をめぐって繰り広げられることになる。

二 関東・六波羅間における業務分掌・連繋関係

(1) 紛争の発生と訴の提起

前章では、六波羅の問注記によって、院評定衆の一人であった藤原(葉室)定嗣が、即座に高野山側による訴訟関連資料の改竄を指

摘できたことから、この問注記の完成度が極めて高かったことを述べた。すなわち、六波羅の問注記にこのような完成度が備わるようになったのは、六波羅から関東に送られる問注記が、関東における訴訟裁定の前提であったために、六波羅探題の成立から四半世紀にわたって幕府が整備に努めてきた結果であると理解するのが妥当であろう。

しかし六波羅は、当然ながら、当初より完成度の高い問注記を作成できたわけではなく、冒頭でも述べたように、関東から六波羅奉行人の未熟性や能力不足を指摘され、改善の要求がなされていた。それは、繰り返しになるが、六波羅の問注記が関東における訴訟裁定の前提となっていたからである。そこで本章では、六波羅が、いかにして高い効用の問注記を作成できたのか、その歴史的な過程を名手荘・丹生屋村間の紛争経過から跡づけていきたい。

検討に先だって、まずは本紛争の概略について確認しよう。すでに小山靖憲氏らによって、紛争の争点や具体的経過について明らかになっており、本稿でもこれらの成果に学びながら行論する。⁽²⁰⁾

仁治元年(一二四〇)、丹生屋村地頭代長康なる人物が、椎尾山地主宇野義治と共謀して、名手荘の取水施設を破壊する。⁽²¹⁾その背景には、水利秩序をめぐる対立があった。翌年の五月以前には椎尾山麓の麦をめぐる衝突が起り、翌六月にその報復として、名手荘側が丹生屋村の取水施設を破壊する行為に及んだ。⁽²²⁾これに反発した丹生屋村側は、公武政権に提訴し、訴訟裁断による紛争解決を要求した。そして翌年七月、丹生屋村側が訴状を提出したことを受けて、名手荘側も陳状を提出している。⁽²³⁾

ところで、「高野山文書」には、同じ日付の陳状案が二通、同時期のものと考えられる陳状案が一通、計三通が現存している。やや長文になるが引用する。

【史料三】仁治二年七月日金剛峯寺衆徒陳状案（高野山文書又続宝簡集）二十⁽²⁴⁾

（藤原定綱）

（異事）「①金剛峯寺陳状案（仁治二年七月廿四日令付頭左中弁了、具書相副之、今一本昨日付六波羅了）」

高野山金剛峯寺謹弁申／粉河寺非抛申状事

副進（中略）

一 粉河寺申状云、彼堺河以西之山字椎尾、偽称香蘭、可押

領之由、令触于丹生屋村云々、

陳申云、（中略）、以前条々、以道理為先、以②聖斷為望、早

任言上之正理、被止彼等之非論者、一山止住三千浄侶、各捧

瑜伽之薰修、奉祈③宝算之無疆矣、

仁治二年七月 日

金剛峯寺住僧等

【史料四】仁治二年七月日金剛峯寺衆徒陳状案（高野山文書又続宝簡集）二十⁽²⁵⁾

金剛峯寺衆徒等陳□

粉河寺非理濫訴子細状

副進（中略）

右、衆徒等、謹考案内、（中略）、以前三箇条、旨趣見于右、

此外子細、併以臆説也、所詮、云去年井水相論喧嘩、云当時

傍示訴訟、濫觸根元起於義治之押領、非論出於朝治之謀略、

所行之企、旁以不当也、如斯犯過訛謬、恐繁不具記耳、望請鴻慈、永被禁遏粉河寺自由濫訴、且任嘉承官符之旨、且依井水証文之理、早蒙御 ②聖斷者、伽藍安隱、遙契香花於菴花、③玉体無恙、久比宝算於鶴算、仍金剛寺衆徒等、任于実正、陳申之状如件、

仁治二年七月 日

【史料五】（仁治二年七月カ）金剛峯寺衆徒陳状案（高野山文書又続宝簡集）二十⁽²⁶⁾

金剛峯寺与粉河寺庄堺相論事

十 仁治二年五月之比、粉河寺解状云、（中略）

一 於椎尾山者、水無河以西之事明白也、往昔以来、名手庄

無交之、仍地主琳宗加制止、取鉞斧等云々、

金剛峯寺陳申云、（中略）

一 粉河寺申状云、為名手庄民、自往古所上来靜川井被打止

之間、東西村々田地悉荒了云々、

陳申云、（中略）、全以非名手庄民非好凶災、尤可有御事迹

者哉、

これまでの先行研究では、管見の限り、同内容の陳状が三通存在する、という事実確認以上のことは指摘されていないと思われる。しかし、素朴な疑問として、なぜ同内容のものが三通存在するのだろうか。この疑問についてはまだ検討が深められていないと考えられるので、訴訟手続について検討を加える前に、若干の考察を行いたい。

この疑問を解決する糸口になるのが、【史料三】に付された袖書（傍線部①）である。それには、「金剛峰寺陳状案（仁治二年七月廿四日令付頭左中弁了、具書相副之、／今一本昨日付六波羅了、）」とある。ここから、高野山は仁治二年七月二十四日と「昨日（同二十三日）」に陳状を提出したこと、その提出先は「頭左中弁」（＝藤原定嗣）と「六波羅」であったこと、以上の二点を知ることができる。つまり、丹生屋村側は朝廷と幕府の両者に訴状を提出し、高野山側も朝廷と幕府へ陳状を提出したのである。

そのことを確認した上で、【史料三】と【史料四】を見ると、両者に「聖断」（傍線部②）という表現が共通し、さらに「宝算之無疆」（史料三）傍線部③）や「玉体無恙」（史料四）傍線部③）とあり、いずれも天皇を指す表現であると考えられる。したがって、【史料三】と【史料四】は朝廷に提出されたものと見て良いのではないだろうか。そうすると、【史料五】は幕府に提出されたものとして想定できるが、後欠の文書であり史料上の確証が得られないため、想像の域を超えない。

ともあれ、【史料三】の袖書（傍線部①）から、粉河寺側が朝廷と幕府の両者へ提訴したことが確認できる。ただし、次節で検討するように、六波羅が本紛争に関与していることから、朝廷だけでは裁定できず、幕府による裁定が必要となったと考えられる。そこで朝廷は、幕府へ紛争解決を委ね、幕府では関東・六波羅間の分掌・連繫によって処理されることになった。

（2）問注・対決手続の準備

さて、六波羅の本紛争への関与は、仁治四年（二月）に寛元年へ改元、一二四三）の年初から観察できる。次に掲げる史料から検討を加えたい。

【史料六】六波羅探題北条重時書状案（高野山正智院文書）⁽²⁷⁾

粉河寺衆徒并品川刑部左衛門尉清尚代申、紀伊国丹生屋村与高野山領同国名手庄相論用水山畑狼藉事、①任関東御教書之旨、相尋名手庄下司貴志太郎行正候之処、用水山畑事、為新補下司之間、不知及子細、可被尋檢校明賢云々、②仍相触明賢候之処、可有対決者、可被召出寺家沙汰人年預万日房代道昌・行事忍澄・預舜実等之由令申候、③召賜彼等、可令糺決候哉、恐惶謹言、

（仁治四年乙未）
正月十六日

（北条重時）
相模守平在判

進上 長者僧正御房

重時は、本紛争につき東寺長者に対して次のように述べている。すなわち、①六波羅は「関東御教書」に基づいて、名手庄下司の貴志行正に対して尋問を行い、行正は「私は新任の下司であるので事情は存じ上げない。検校明賢にお尋ねになってほしい」と回答したこと、②そこで六波羅は明賢に伝達したところ、明賢は「対決を実施するのであれば、高野山側の沙汰人（年預万日房代道昌以下）をご召喚なさってほしい」と述べたこと、③そして六波羅は、東寺に対して沙汰人の召喚と問注・対決手続の実施を通告したこと、以上の点が明らかとなる。

まず①では、関東と六波羅との連繫関係が確認できる。たとえ関

東に提訴されたとしても、西国に関する案件では、六波羅に問注・対決手続を委任している。そして六波羅は、問注・対決の結果を問注記・申詞記としてまとめ、また現地を実検して絵図を作成するなどの法務を行う。そのような六波羅での訴訟実務の結果に基づき、関東は裁定を行うのである。

また②からは、明賢が言述しているように、六波羅での対決が自明視されていることが析出できる。ここからは、六波羅が「問注・対決手続」対話の場であるという社会的な認識を観察することが可能である。あるいは、高野山側へ有利な裁定を獲得することができるという自信を示したものであろうか。いずれにせよ、六波羅における対決という言葉が紛争当事者（特に論人）から登場する点を指摘しておきたい。

さらに③では、②での明賢の言述を受けて、高野山の本寺である東寺に関係者の召喚を要請している。ここからは、問注・対決手続の実施に際して、紛争当事者の承認だけではなく、その上位機関の承認が必要であったことが判明する。約半年後にも高野山側に対決手続へ参入するように催促するとともに、丹生屋村側の訴状を送達していることから、東寺も六波羅での問注・対決手続の実施を受けておられ、六波羅はその実現に向けて行動しているのである。

以上から、六波羅は関東から本紛争に関する実態調査の指示を受け、関係各所にそれぞれ照会している事実が明らかとなる。それではなぜ、六波羅がこのような活動を行うことが可能であったのか、そして社会の側もそれを受容しているのだろうか。それには、泰時・時房期六波羅における紛争解決の実践の蓄積と、その後の幕府

法が関係している。まずは紛争解決の実践経験について確認しよう（幕府法については次章で述べる）。

（3）六波羅における問注・対決手続

承久三年（一二二二）に勃発した承久の乱は、鎌倉幕府の勝利に終わった。幕府方の総大将であった北条泰時・時房は、六波羅館に入り、戦後処理を行った。²⁹その内容は、例えば、朝廷に対し乱の張本公卿を引き渡すように要求し、処刑するとともに、後鳥羽院方へ参加した武士の搜索と処刑を行った。³⁰一方、皇位継承や後鳥羽院領の処理等の公武交渉は、三浦義村がそれに当たっており、泰時・時房の活動は軍事的なものに限定されていた。

ところで、事実上の京都占領軍であった六波羅には、寺社本所から所領・所務の回復・保全を要求されていた。また、寺社本所からの所領・所務の回復・保全要求は、六波羅だけではなく関東にも行われており、関東から六波羅へ指示が行われている。このように、関東からの指示と六波羅の活動とが実践経験として蓄積された結果、関東と六波羅との間で、業務分掌・連繫関係が設計・構築された。³³

さらに、関東から六波羅に対し、訴訟案件の実態調査や判断を要求することも行われた。例えば、伊賀国の御家人である服部康兼は、おそらく承久三年以前に自らの所領に対し濫妨をはたらかれたとして関東に訴えた。承久の乱後、すなわち六波羅探題の設置後、執権北条義時は探題時房に対し「令尋問子細給、任道理可有御成敗候」と指示している。³⁴つまり、義時は時房に濫妨の実態を調査し、「御成敗」するように命じているのである。これは、六波羅が関東から

の指示によって問注・対決手続を行う嚆矢として評価できる。

加えて、紛争当事者から、関東ではなく六波羅での問注・対決手続を要求することも事実として存在する。貞応年間に六波羅に提訴された神護寺領紀伊国柿田荘と高野山領同国静川荘との境界紛争において、柿田荘に利権を有していたと考えられる湯浅宗光が、本紛争に際して神護寺に「於京都可遂対決」と述べている。また神護寺僧の行慈もまた、「寺家使者并宗光、召対彼勝悟法師於守殿御前、可被決両方理非候」と言述している。⁽³⁵⁾ すなわち、「京都」において、神護寺の使者及び宗光と高野山僧である勝悟法師とが「守殿御前」で対決することが求められているのである。「守殿」とは、当時武蔵守であった泰時と相模守であった時房を指し、六波羅の法廷での問注・対決手続の要求であると理解することができる。

以上、乱後の社会動向と、社会から六波羅に向けられた要求・要請について確認した。これに泰時・時房が対応し実践経験を蓄積した結果、関東と六波羅との間で業務分掌・連繫関係が成立したのである。翻って【史料六】は、この歴史的文脈を前提としていることが明らかであろう。すなわち、本紛争における六波羅の行為は、関東との業務分掌・連繫関係に基づくものであった。

さて次章では、本紛争における六波羅の行為と幕府法との関係について検討したい。

三 「召文違背咎」の運用実態

(一) 再三の召文発給

前章では、関東―六波羅間の業務分掌・連繫関係の成立について

論じた。本章では、特に六波羅に分節された問注・対決手続の公式化とその運用実態について、前掲【史料六】傍線部③で記されている「召賜彼等、可令糺決候哉」という文言から検討する。これは、北条重時の高野山側に対する言述であり、沙汰人らの召喚と問注・対決手続の実施に関する実態を考える上で注目される。

重時はまず、問注・対決手続の実施前に、訴陳状を紛争当事者の間で交換している。

【史料七】六波羅探題北条重時書状（高野山文書宝簡集）三
（寛元元年カ）
 紀伊国丹生屋与名手庄相論事、庄家陳状（副寺解・具書）謹給預候了、早可言上聖護院前大僧正御房候也、以此旨、可令披露給候、恐惶謹言、
 七月廿三日 相模守重時（裏花押）

【史料八】六波羅探題北条重時書状（高野山文書宝簡集）三
（寛元元年カ）
 粉河寺申紀伊国丹生屋村与高野山領名手庄相論条々事、聖護院僧正御房御書（副寺解）謹進上候、子細被載状候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、
 閏七月十七日（裏）「中津川」相模守平重時（裏花押）
 進上 大夫僧都御房

まず【史料七】では、傍線部にあるように、六波羅が高野山側の陳状とそれに添付された文書群を受領したことが記されている。そ

して、すぐにこれらの訴訟関係文書群を「聖護院前大僧正御房」へ送付することが述べられている。つまり【史料七】は、陳状が六波羅を経由して聖護院へ送達される予定であることを報告する請文として機能している。

次に【史料八】では、六波羅が高野山側へ「聖護院僧正御房御書」に「寺解」を添付して送付したことがわかる。なお、【史料七】の「聖護院前大僧正」と「聖護院僧正」との関係は未詳である。しかし、六波羅は粉河寺の本寺である聖護院へ高野山側から提出された陳状を送付したこと、聖護院はそれへの反駁のため門跡の「御書」と「寺解」（粉河寺の解文）を六波羅へ提出したこと、そしてそれら聖護院側の文書群は六波羅を経由して高野山側へ送付されたこと、以上の諸点を析出することができる。

その後、訴陳状の応酬は史料上で一時的に確認できなくなる。その事情については判然としないが、翌寛元二年（一二四四）から再度確認できるようになる。

【史料九】六波羅探題北条重時書状（「高野山文書宝簡集」三³⁸）

（端裏書）
「武家状（寛元二年三月五日）名手庄堺相論事」

粉河寺申丹生屋堺畑用水間事、重訴状謹以進上候、子細載状候、

可有御披露候歟、恐惶謹言、

（寛元二年）
三月四日

相模守平重時（裏花押）

進上 大夫僧都御房

傍線部によれば、粉河寺側から「重訴状」が提出され、それが六波羅を経由して高野山側へもたらされたことがわかる。つまり、前

年までに初度の問答を終了し、書面による応酬は二問二答以降まで進行しているのである。その後すぐに、高野山側から重陳状が提出されたようであり、【史料九】の約二十日後には、粉河寺側の三問状と見られる「重申状」が六波羅から高野山側へ送達されている。

加えて、【史料八】以降、重時が問注・対決手続を成立させるため、高野山側に政治的圧力をかけている。例えば、「対決無其期者、早任申状、可加下知候歟」（高野山側の不参により対決を実施できないのであれば、訴状にしたがって粉河寺側の勝訴としても良いのでしょか）⁽⁴⁾や、「早召給忍澄（下）庄官等、可尋決候哉」（すぐに忍澄等の荘官を召喚し、対決を行いたい）といった表現が見られるようになる。

しかしなぜ、重時は、高野山側に対していわゆる一方的裁許（「事実者」文言による裁許）の適用と敗訴の可能性を示唆するとともに、六波羅での問注・対決手続への参加を繰り返し要請しているのだろうか。これは、御成敗式目に規定されている「召文違背咎」と無関係ではあるまい。次節で改めて検討しよう。

（2）「召文違背咎」の成立と実態

貞永元年（一二三二）に御成敗式目が制定されるが、執権となつた泰時・時房は、それ以前から幕府法を発令している。とりわけ、泰時・時房期においては、六波羅に宛てた幕府法が多数存在しており、関東と六波羅との業務分掌・連繫関係を公式化しようとする意図が明白である。

とりわけ関東が重視したのは、六波羅における問注・対決手続の

成立である。そのためには、訴人だけではなく論人も六波羅の法廷に参上しなければならないが、地頭・地頭代が論人となる場合、彼らが六波羅の召喚を無視あるいは遁避し、問注・対決手続が不成立となる実態が存在した。これは、六波羅が構造的に抱える問題であり、泰時・時房が探題在任の期間中に、実際に経験したことであると考えられる。

そこで関東は、後に「召文違背咎」「下知違背咎」と表現される罰則規定を設け、六波羅に通過している。具体的には、まず鎌倉幕府追加法第一八条で、六波羅からの問注・対決手続への召喚を「難渋」する地頭代に対し、その行為を法的に規制した。また、同三〇条では、六波羅が発給する召文の回数について規定している。これらの追加法は、御成敗式目第五条に「召文違背咎」として継承されるとともに、問注・対決手続を成立させるため、その起点に関する規定となったのである。

さらに、「下知違背咎」は、直接的な条文は御成敗式目に見当たらないが、その法源は鎌倉幕府追加法第十九条と考えられる。そこでは、六波羅の下知を承引しない地頭がいた場合の罰則を規定している。問注・対決手続の成立によって次に浮上する課題は、その手続で訴論人が合意に至らなかった場合に、特に敗訴者が裁定を叙用・承伏しないことであった。そのような事態は、六波羅の法廷としての存立を動揺させるものであり、問注・対決手続の成立をも揺るがすものであった。したがって、「下知違背咎」は、問注・対決手続の終局に関する規定となったのである。⁽⁴²⁾

しかし、古澤直人氏が指摘するように、鎌倉中期（特に弘安年間

以前）では、御成敗式目第三条に規定される「召文違背咎」（ただし処罰対象はあくまで御家人である）やそれに類似した処罰の適用は示唆の段階にとどまるとともに、現実には、問注・対決手続への参加を促すためその処罰は運用されず、⁽⁴³⁾ 何度も当事者へ召喚・出頭を要請し続けることが行われたという。この古澤氏による指摘を手掛かりに考えると、六波羅は不応訴あるいは裁定不履行への罰則を性急に適用することで、逆に、法廷としての実態が失われてしまうことを恐れて、あえて〈問注・対決手続Ⅱ対話の場〉の成立に執心したと評価できるのである。

したがって、ふたたび名手荘・丹生屋村の紛争についての観察に戻ると、重時の高野山側に対する態度は、召文の不叙用に対し建前として政治的圧力をかける一方で、実際は〈問注・対決手続Ⅱ対話の場〉の成立を志向していたと考えられるのである。

③ 六波羅における問注記作成

前節までに見てきたように、六波羅を経由した書面での応酬と、六波羅での問注・対決手続を実施するための事前交渉が行われた。そして寛元二年六月下旬より、六波羅での問注・対決手続が実施され、問注記が作成された。次に掲げる史料ではその作成過程が判明する。

【史料十】紀伊国名手荘・丹生屋村相論問注・沙汰人交名日記
 （高野山文書宝簡集）⁽⁴⁴⁾

「名手丹生屋塚相論問注并沙汰人交名日記（六波羅、寛元二年／初度問注）」

名手与丹生屋塚相論六波羅問註事、

寛元二年（甲辰）自六月廿五日至七月十七日、其間問注日、六月廿五日・同廿六日・七月二日・三日・七日・九日・十四日、已上七箇日也、誦合同七月十六日一箇日也、同月十七日可取詮句定式日、雖然不取之、其取詮句人、〈勘解由入道／法名了念〉、六波羅奉行一人、〈大膳進源季定（書手）／中津川弥二郎源家経〉、問注記、〈在別〉、

上乘院長者^良前大僧正^惠御房御使〈大輔闇梨隆尋〉

聖護院僧正御房御使〈伊豆都維那尚寛〉

高野使者、（中略）

粉川使、（中略）

寛元二年七月日記之、

まず、「初度問注」とあるように、【史料十】は六波羅における一度目の問注であった。なお翌年にも問注が行われているようである。⁽⁴⁵⁾次に、問注の期間は、寛元二年六月二十五日から七月十七日のうち、合計七日間行われた。その後問注記が作成され、紛争の両当事者と六波羅奉行人の全員が参加して、「誦合」（内容の校合のこと）が七月十六日に行われた。また「詮句」（問注記を整理し判決原案の用語を取捨検討すること）はその翌日であったが、これについては「不取之」と記されている。つまり、高野山側と粉河寺側で最終的な合意が形成されなかったために、訴訟人のうち特に高野山側が拒否して実現しなかった、と解釈される。

また、問注に参入した人物は、六波羅奉行人が三人、⁽⁴⁷⁾高野山側は東寺一人・高野山七人・荘官二人の合計九人、粉河寺側は聖護院一

人・粉河寺六人・地頭代一人・「中務使僧」一人の合計九人という構成であった。訴人・論人ともに参入した人数は同数であるとともに、それぞれの本寺からも使者が派遣されていることが注目される。さらに、「問注記〈在別〉」とあることから、作成された問注記は、訴人・論人がそれぞれ書写し所持していたと考えられる。ただし、問注記それ自体は現存していない。

ところで、本論でもたびたび触れたように、六波羅の問注記に關して、関東からその記録内容や技術については是正を求める幕府法が存在する。なぜ関東は六波羅の問注記について改善を要求したのであろうか。この点についても検討する必要がある。

結論から述べれば、鎌倉幕府追加法第一六〇条に「評定之時、難散疑殆之間、御成敗之煩也」とあることから明らかなように、関東における評定での「御成敗」に際し、判断材料となるのが六波羅から進上された問注記だったからである。そして本条は、問注記に不備があった場合「御成敗」の「煩」となるので、今後は不備がないようにせよ、という趣旨の条文である。森幸夫氏は、この関東からの改善の要求を重視して、六波羅奉行人の未熟性を指摘しているが、それは一面的な評価ではないか。このような訴訟処理の技術・先例⁽⁴⁸⁾は、実践によって蓄積されるものであり、当初から備わっているものではあるまい。むしろ、関東と六波羅との業務分掌・連繫関係が構築され、六波羅の問注記を前提に関東での裁定を行うようになって、初めて浮上してきた法制上の課題である。したがって、ここでは未熟性を強調するよりも、関東での訴訟裁定が六波羅からの問注記に全く依存していたこと、そして問注記の内容が不明瞭であると

関東では裁決ができない、という関係性を強調したい。

また、【史料一】に関連して論じたように、六波羅の問注記は寛元五年正月までの間に相当程度に高い完成度を持つようになっていた。このことから、六波羅の問注記作成の技術は、一定レベルに達していると考えるのが自然であろう。

加えて、寛元五年正月という時期は、訴訟移管を含む公武交渉の窓口として、関東申次が再設定され（寛元四年十月に藤原（西園寺）実氏が幕府から指名⁽⁴⁹⁾、幕府の要求で院評定制が整備されてから（寛元四年十一月に初評定⁽⁵⁰⁾）数ヶ月後にあたる。つまり、幕府・朝廷における紛争解決の在り方が新たな段階へ展開した時期であると評価できる。この前提として、六波羅の問注記の完成度が向上したことを位置づけることができる。六波羅での訴訟手続における未熟性を強調するだけでは、紛争解決の実践に関わる努力の成果と、幕府・朝廷の訴訟制度における如上の相互関係との関連性が見失われてしまうと考えるが、どうであろうか。

おわりに

最後に、本紛争の解決を指揮した北条重時が、探題時代の経験を関東でどのように活用したのか述べたい。

重時は、寛喜二年（一二三〇）に探題北方として赴任し、宝治元年（一二四七）の宝治合戦の終結後に鎌倉へ下向するまでの間、約二十年にわたって在職した。その間、六波羅南方であった北条時盛が仁治三年（一二四二）に鎌倉へ下向しそのまま留まったため、重時はいわば「一人探題」として活動していた⁽⁵¹⁾。そして、重時と幕府

訴訟との関わりは、次の史料から観察することができる。

【史料十一】『吾妻鏡』宝治元年十一月十四日条
（北条重時）

相州新造花第有移徙之儀、評定所并訴訟人等着座屋・東小侍等今度始所造加也、

重時は、宝治元年（一二四七）に起こった宝治合戦後に、重時が両執権として鎌倉へ下向した際、まず北条経時の旧邸宅（小町上旧宅）へ入った⁽⁵²⁾。【史料十一】は、その後「新造花第」に移ったことを記している。そして「新造花第」には、評定所や訴訟人が着座する空間、東小侍所が新たに設定されたことが見える。そのなかで特に注目したいのが、「訴訟人等着座屋」が重時邸に設けられたことである。

この記事、特に「評定所」をめぐって、森氏や秋山哲雄氏らが、北条時頼と重時との政治的抗争を指摘している。しかし、幕府訴訟制度に引きつけて考えたとき、重時宅に「訴訟人等着座屋」が設けられたことは、重時が紛争当事者の問注・対決を統裁し、判決原案作成の指揮に当たったことを推測させる。それは、探題在任期に関東の評定衆に送付する問注記を作成していた業務と相似形を成している。

このことはさらに、重時が関東における紛争解決を統裁するようになってから二年後の建長元年（一二四九年）に、評定に上程する判決原案を作成する機関として引付衆が設置されることも関係する。関東と六波羅との分掌・連繫関係によって紛争の解決が行われていたことと同様のことが関東内部でも構築され、訴訟裁定による紛争解決が、評定衆と引付衆との分掌・連繫関係として分節化され

ていったと理解できるのではないか。このような見通しに立つと、時頼・重時の対立よりも、両者の連携による制度改革、ということ想定する余地もあるのではないかと考えられる。

註

- (1) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集 第二卷 室町幕府法』(岩波書店、一九五七年)。本稿では第十刷(一九九七年)を用いた。
- (2) 木村英一「鎌倉時代の寺社紛争と六波羅探題」(『鎌倉時代公武関係と六波羅探題』清文堂、二〇一六年、初出二〇〇八年)。
- (3) 拙稿「六波羅探題の成立と『西国成敗』」(『鎌倉遺文研究』三七号、二〇一六年)。
- (4) 熊谷隆之「六波羅における裁許と評定」(『史林』八五巻六号、二〇〇二年)。
- (5) 例えば、鎌倉幕府追加法第一六〇条(佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集 第一巻 鎌倉幕府法』(岩波書店、一九五五年。本稿では第十七刷(二〇〇五年)を用いた)など。以下、幕府法の引用および条数はこれによる。
- (6) 森幸夫「北条重時」(吉川弘文館、二〇〇九年)。
- (7) 後嵯峨院政における院評定制については、さしあたり橋本義彦「院評定制について」(『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、一九七六年、初出一九七〇年)、岡田智行「院評定制の成立」(『年報中世史研究』一一号、一九八六年)、近藤成一「鎌倉幕府の成立と天皇」(『鎌倉時代政治構造の研究』校倉書房、二〇一六年、初出一九九二年)、本郷和人「後嵯峨院政——後期院政の成立——」(『中世朝廷訴訟の研究』東京大学出版会、一九九五年)などを参照。
- (8) 延久四年九月五日太政官牒(『石清水田中家文書』、『平安遺文』一〇八三号)。

- (9) 嘉承二年正月二五日官宣旨案(『高野山文書又続宝簡集』二二、『平安遺文』一六七〇号)。
- (10) 承久三年八月二三日六波羅御教書案(『高野山文書宝簡集』二十六『鎌倉遺文』一三五八号)。なお、以下「鎌倉遺文」は「鎌」と略記する。
- (11) 小山靖憲「紀伊国」(『講座日本荘園史八 近畿地方の荘園Ⅲ』吉川弘文館、二〇一一年)の「名手荘」の項を参照。
- (12) 高木徳郎「中世粉河寺の成立と展開」(『日本中世地域環境史の研究』校倉書房、二〇〇八年)、同「資源の確保と惣村の成立——紀伊国名手荘と丹生屋村の相論を事例に——」(高木氏同書)。
- (13) 「葉黄記」寛元四年正月二十九日条に、「予補院司、院中事一事以上奉行之」とある。
- (14) 「葉黄記」寛元四年十一月三日条。院評定衆には、定詞のほか、藤原(西園寺)実氏・源(土御門)定通・藤原(徳大寺)実基・藤原(吉田)為経の四人である。
- (15) 「吾妻鏡」(国史大系本。以下同じ)貞永元年九月一日条・同閏九月一日条も参照。また、「吾妻鏡」での日付の相違については、前掲註5の補注11・15を参照。なお、本文中に引用した「吾妻鏡」は、最善本である吉川本(東京大学史料編纂所架蔵写真帳〔請求番号・六一四〇・四一五〕を用いた)と校合しているが、煩を避けるため明記していない。
- (16) 高野山が「嘉承宣旨案」の改竄を行ったのは寛元二年六月頃と見られる。小槻季継を通じて「嘉承名手」宣旨」を入手しており(寛元二年)六月二十九日小槻季継書状、「高野山文書宝簡集」二十九、『鎌』六三三五号、六波羅での問注・対決手続の時期とも符合する。
- (17) 寛元二年七月日記伊国名手荘・丹生屋村相論問注・沙汰人交名日記(『高野山文書宝簡集』三十一、『鎌』六三五四号)。
- (18) 建長二年十二月二日官宣旨(『高野山文書宝簡集』三十、『鎌』七二五六号)。なお、高野山側は記録所勤状が朝廷に提出される以前に、そのリクを求めて記録所寄人であった小槻為景と交渉している(宝治二年)

- 九月四日小槻為景書状〔高野山文書宝簡集〕三十、『鎌』六三三〇号。
 しかし、為景は「起請」を理由に拒否した。この点については、佐藤雄基「勘状と裁許」(『日本中世初期の文書と訴訟』山川出版社、二〇一二年、初出二〇一一年)を参照。
- (19) 前掲註18(建長二年十二月二日官宣旨)。
 (20) 小山靖憲「中世村落の展開と用水・塚相論——高野山領名手荘と粉河寺領丹生屋村——」(『中世村落と荘園絵図』東京大学出版会、一九八七年、初出一九八一年)。また、筆者も以前、朝廷と六波羅との関係を説明するために本紛争を取り上げたことがあるが(拙稿「六波羅の国制的地位について——権門間の荘園紛争を事例に——」(『日本社会史研究』九六・九七合併号、二〇一二年)、本稿の主題である問注記の機能については触れることができなかったため、本稿において改めて検討した。なお、朝廷と六波羅との関係については、今回の検討を踏まえ、旧稿の論旨の変更も視野に入れつつ、後考を期したい。
- (21) 仁治二年七月日金剛峯寺衆徒陳状案〔高野山文書又統宝簡集〕二十、『鎌』五九一〇号。
 (22) (仁治二年カ) 金剛峯寺衆徒陳状案〔高野山文書又統宝簡集〕二十、『鎌』五九一二号。
 (23) 前掲註20、後掲【史料三】【史料四】【史料五】。
 (24) 『鎌』五九一〇号。
 (25) 『鎌』五九一一号。
 (26) 『鎌』五九一二号。
 (27) 『鎌』六一四七号。
 (28) 寛元元年七月十六日六波羅探題北条重時書状〔高野山文書宝簡集〕三十、『鎌』六一〇一〇号。
 (29) 『吾妻鏡』承久三年六月十六日条。
 (30) 『吾妻鏡』承久三年六月二十四日・二十五日条、同年七月五日・十二日条など。
- (31) 『吾妻鏡』承久三年六月十九日・二十日条など。
 (32) 高橋秀樹「三浦義村と中世国家」(『三浦一族の研究』吉川弘文館、二〇一六年、初出二〇一二年)、同「三浦一族の中世」(吉川弘文館、二〇一五年)。
 (33) 前掲註3。
 (34) (承久三年) 八月十八日北条義時書状案(東大寺文書、『三重県史』資料編古代・中世編下、「その他」七三号文書)。
 (35) (貞応年間) 六月十六日行慈書状(神護寺文書、『鎌倉遺文』三二四四号)。
 (36) 『鎌』六三三六号。
 (37) 『鎌』六二二七号。
 (38) 『鎌』六二二七号。
 (39) (寛元二年カ) 三月二十日六波羅探題北条重時書状〔高野山文書宝簡集〕三十、『鎌』六二九六号。
 (40) 前掲註39。
 (41) (寛元二年カ) 三月二十七日六波羅探題北条重時書状〔高野山文書宝簡集〕二十九、『鎌』六三三〇号。なお、本書状では、六波羅が粉河寺側の「重寺解」を高野山側へ進上するという文に続けて、「如状者、逃脱之百姓等、去十三日令還住候云々」とある。すなわち、高野山側から粉河寺側に対し、対決の実施条件として名手荘に危害を加えた丹生屋村の住人Ⅱ「逃脱之百姓」の「還住」が示されたと見られる。
 (42) 以上の記述は前掲註3の拙稿による。
 (43) 古澤直人「鎌倉幕府法と中世国家」校倉書房、一九九一年。
 (44) 『鎌』六三五四号。
 (45) 建長二年十二月二日官宣旨〔高野山文書宝簡集〕三十、『鎌』七二五六号。
 (46) 六波羅での問注・対決手続が実施される一方で、荘園現地では名手荘

から丹生屋村に対する「用水之妨」が行われ、丹生屋村地頭代が批難している。(寛元二年カ)六月二十六日丹生屋村地頭代右馬丞正光書状(高野山文書宝簡集)二十九、『鎌』六三三四号)を参照。

(47) 佐藤進一氏は、前掲註44に登場する六波羅奉行人のうち、源季定が本奉行(本事実担当の主任奉行)、中津川家経が合奉行(本奉行の補佐)であったことを指摘している。同『鎌倉幕府訴訟制度の研究』(山岩波書店、一九九三年、初版一九四三年)を参照。

(48) 森幸夫『六波羅探題の研究』(統群書類従完成会、二〇〇五年)。

(49) 『葉黄記』寛元四年十月十三日条。なお、関東申次と公武交渉については、さしあたり山本博也「関東申次と鎌倉幕府」『史学雑誌』八六編八号、一九七七年)、森茂暁『鎌倉時代の朝幕関係』(思文閣出版、一九九一年)、美川圭「関東申次と院伝奏の成立と展開」『院政の研究』臨川書店、一九九六年、初出一九八四年)、白根靖大「関東申次の成立と展開」『中世の王朝社会と院政』吉川弘文館、二〇〇〇年)などを参照。

(50) 前掲註14。

(51) 前掲註6・48。

(52) 『吾妻鏡』宝治元年七月十七日条。

(53) 前掲註6 森文献、秋山哲雄「都市鎌倉における北条氏の邸宅と寺院」『北条氏権力と都市鎌倉』吉川弘文館、二〇〇五年、初出一九九七年)。

なお秋山氏は、『史料十二』の「評定所」に関して、寄合を時頼亭で、評定を重時亭で分担しており、両者の政治的抗争はそれほど深刻ではなかったと指摘している。